

(平成25年7月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 21 件

厚生年金関係 21 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を8万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録が無いので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

銀行から提出された取引明細表により、申立人は申立期間にA社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、A社から提出された申立期間の支給控除項目一覧表によると、当該一覧表において賞与の支給が確認できる多数の同僚について、いずれも賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が事業主により控除されていたものと推認される。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記取引明細表に記載された賞与振込額から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から判断すると、8万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、上述のとおり、上記支給控除項目一覧表に記載されている多数の同僚について、申立期間における賞与の支給及び保険料控除が確認できるにもかかわらず、オンライン記録において当該賞与の支払に係る届出の記録が無く、社会保険事務所（当時）がこれら全員の標準賞与額を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主が社会保険事務所に対し当該期間の賞与の支払に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 7864

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を8万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録が無いので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

銀行から提出された取引明細表により、申立人は申立期間にA社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、A社から提出された申立期間の支給控除項目一覧表によると、当該一覧表において賞与の支給が確認できる多数の同僚について、いずれも賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が事業主により控除されていたものと推認される。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記取引明細表に記載された賞与振込額から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から判断すると、8万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、上述のとおり、上記支給控除項目一覧表に記載されている多数の同僚について、申立期間における賞与の支給及び保険料控除が確認できるにもかかわらず、オンライン記録において当該賞与の支払に係る届出の記録が無く、社会保険事務所（当時）がこれら全員の標準賞与額を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主が社会保険事務所に対し当該期間の賞与の支払に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 7865

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を30万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録が無いので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表により、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額（30万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、上記支給控除項目一覧表に記載されている申立人を含む多数の同僚について、申立期間における賞与の支給及び保険料控除が確認できるにもかかわらず、オンライン記録において当該賞与の支払に係る届出の記録が無く、社会保険事務所（当時）がこれら全員の標準賞与額を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主が社会保険事務所に対し当該期間の賞与の支払に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 7866

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を26万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録が無いので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表により、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額（26万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、上記支給控除項目一覧表に記載されている申立人を含む多数の同僚について、申立期間における賞与の支給及び保険料控除が確認できるにもかかわらず、オンライン記録において当該賞与の支払に係る届出の記録が無く、社会保険事務所（当時）がこれら全員の標準賞与額を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主が社会保険事務所に対し当該期間の賞与の支払に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 7867

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を8万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録が無いので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

銀行から提出された取引明細表により、申立人は申立期間にA社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、A社から提出された申立期間の支給控除項目一覧表によると、当該一覧表において賞与の支給が確認できる多数の同僚について、いずれも賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が事業主により控除されていたものと推認される。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記取引明細表に記載された賞与振込額から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から判断すると、8万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、上述のとおり、上記支給控除項目一覧表に記載されている多数の同僚について、申立期間における賞与の支給及び保険料控除が確認できるにもかかわらず、オンライン記録において当該賞与の支払に係る届出の記録が無く、社会保険事務所（当時）がこれら全員の標準賞与額を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主が社会保険事務所に対し当該期間の賞与の支払に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を35万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録が無いので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

銀行から提出された取引明細表により、申立人は申立期間にA社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、A社から提出された申立期間の支給控除項目一覧表によると、当該一覧表において賞与の支給が確認できる多数の同僚について、いずれも賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が事業主により控除されていたものと推認される。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記取引明細表に記載された賞与振込額から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から判断すると、35万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、上述のとおり、上記支給控除項目一覧表に記載されている多数の同僚について、申立期間における賞与の支給及び保険料控除が確認できるにもかかわらず、オンライン記録において当該賞与の支払に係る届出の記録が無く、社会保険事務所（当時）がこれら全員の標準賞与額を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主が社会保険事務所に対し当該期間の賞与の支払に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合における資格取得日に係る記録を昭和50年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月21日から同年7月15日まで

私は、会社名の変更はあったものの、B社からA組合に引き続いて勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から判断して、申立人がA組合及びその関連会社であるB社に継続して勤務し(昭和50年6月21日に同社からA組合に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA組合における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和50年7月の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A組合は、昭和50年7月15日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所ではなかったものの、同組合が法人であること、及び申立人と同時期にB社から同組合に異動した複数の同僚が申立期間当時、同組合には10人以上の従業員が勤務していたと証言している上、オンライン記録において、同組合の新規適用時には、14人が厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録が確認できることから、同組合は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明と回答しているが、申立期間において、A組合は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は15万8,000円、申立期間②は19万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日
② 平成15年12月18日

A社において、平成15年7月及び同年12月の賞与の記録が抜けているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

銀行から提出された「お取引明細表」及び複数の同僚から提出された賞与支払明細書の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は15万8,000円、申立期間②は19万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かについて不明としているが、オンライン記録によると、申立期間当時の、申立人を含むA社の被保険者全員について、賞与に係る記録が確認できないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 7871

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は13万1,000円、申立期間②は14万4,000円、申立期間③は13万4,000円、申立期間④は14万円、申立期間⑤は11万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日
② 平成15年12月18日
③ 平成16年7月21日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年7月20日

A社において、平成15年7月、同年12月、16年7月、同年12月及び17年7月の賞与の記録が抜けているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写し、銀行から提出された「お取引明細表」及び複数の同僚から提出された賞与支払明細書の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は13万1,000円、申立期間②は14万4,000円、申立期間③は13万4,000円、申立期間④は14万円、申立期間⑤は11万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かについて不明としているが、オンライン記録によると、申立期間当時の、申立人を含むA社の被保険者全員について、賞与に係る記録が確認できないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 7872

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①を1万4,000円、申立期間②を2万5,000円、申立期間③を1万4,000円、申立期間④を1万9,000円、申立期間⑤を8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 12 日
② 平成 15 年 12 月 24 日
③ 平成 16 年 7 月 23 日
④ 平成 16 年 12 月 17 日
⑤ 平成 19 年 4 月 3 日

平成 15 年 8 月 12 日、同年 12 月 24 日、16 年 7 月 23 日、同年 12 月 17 日及び 19 年 4 月 3 日に A 社から賞与の支給があり、厚生年金保険料を控除されていたが、年金記録に反映されていないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③から⑤までについて、A社から提出された申立人の賞与明細書の写しにより、申立人は、同社から賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、前述の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間③は1万4,000円、申立期間④は1万9,000円、申立期間⑤は8,000円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、申立人が利用していた銀行の取引明細表により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された賞与明細書によると、いずれの期間も賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても当該期間の賞与から厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが推認される。

したがって、当該期間に係る標準賞与額の記録については、前述の取引明細表から判断すると、申立期間①は1万4,000円、申立期間②は2万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から同年6月1日まで

私は、昭和41年1月10日に、B社に入社し、その後42年4月1日からグループ会社のA社に異動したものの勤務期間に空白は無かった。同じ時期に同社に異動した同僚の年金記録が訂正されたと年金事務所から連絡があった。申立期間について勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の事業主の証言及び複数の同僚の回答から判断すると、申立人は、昭和42年4月1日にB社からA社に異動し、引き続き勤務していたことが認められる。

また、上記事業主は申立期間当時、給与事務も担当しており、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していた旨を証言している上、申立人と同時期にA社に異動した同僚が所持する給料支払明細書において、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年6月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主の納付義務の履行について、事業主は不明としているが、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人の資格取得日は昭和42年6月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月及び同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 7874

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①を1万6,000円、申立期間②を3万円、申立期間③を1万6,000円、申立期間④を2万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日
② 平成15年12月24日
③ 平成16年7月23日
④ 平成16年12月17日

A社の平成15年と16年の賞与の記録が無い。申立期間に賞与が支払われ、保険料も控除されていたので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④について、A社から提出された申立人の賞与明細書の写しにより、申立人は、同社から賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、前述の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間③は1万6,000円、申立期間④は2万4,000円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、申立人が利用していた銀行の預金取引明細書により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支給を受けていたことが確認でき

る。

また、複数の同僚から提出された賞与明細書によると、いずれの期間も賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても当該期間の賞与から厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが推認される。

したがって、当該期間に係る標準賞与額の記録については、前述の預金取引明細書から判断すると、申立期間①は1万6,000円、申立期間②は3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7875

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①を1万6,000円、申立期間②を2万9,000円、申立期間③を1万7,000円、申立期間④を2万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 12 日
② 平成 15 年 12 月 24 日
③ 平成 16 年 7 月 23 日
④ 平成 16 年 12 月 17 日

A社の平成15年と16年の賞与の記録が無い。申立期間に賞与が支払われ、保険料も控除されていたので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④について、A社から提出された申立人の賞与明細書の写しにより、申立人は、同社から賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、前述の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間③は1万7,000円、申立期間④は2万5,000円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は、当該期間にA社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された賞与明細書によると、いずれの期間も賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても当該期間の賞与から厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが推認される。

したがって、当該期間に係る標準賞与額の記録については、前述の預金通帳の写しから判断すると、申立期間①は1万6,000円、申立期間②は2万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①を2万2,000円、申立期間②を3万2,000円、申立期間③を1万8,000円、申立期間④を2万4,000円、申立期間⑤を1万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 12 日
② 平成 15 年 12 月 24 日
③ 平成 16 年 7 月 23 日
④ 平成 16 年 12 月 17 日
⑤ 平成 19 年 4 月 3 日

平成 15 年 8 月 12 日、同年 12 月 24 日、16 年 7 月 23 日、同年 12 月 17 日及び 19 年 4 月 3 日に A 社の賞与の支給があり、厚生年金保険料を控除されていたが、年金記録に反映されていない。自分で記録しているノートのとおり賞与は支払われており、保険料も控除されているので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③から⑤までについて、A社から提出された申立人の賞与明細書の写しにより、申立人は、同社から賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、前述の賞与明細書において

確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間③は1万8,000円、申立期間④は2万4,000円、申立期間⑤は1万2,000円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、申立人が利用していた銀行の普通預金異動明細表により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された賞与明細書によると、いずれの期間も賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても当該期間の賞与から厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが推認される。

したがって、当該期間に係る標準賞与額の記録については、前述の普通預金異動明細表から判断すると、申立期間①は2万2,000円、申立期間②は3万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7877

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立期間①は45万円、申立期間②は48万9,000円、申立期間③は1万5,000円、申立期間④は48万6,000円、申立期間⑤は44万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 19 日
② 平成 16 年 12 月 15 日
③ 平成 17 年 3 月 31 日
④ 平成 17 年 7 月 11 日
⑤ 平成 17 年 12 月 16 日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、届出がされていなかった。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書並びにA社から提出された賞与明細一覧表及び平成17年3月31日振込指定日総合振込データから、申立人が主張するとおり、申立人は、申立期間について、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人から提出された賞与支払明細書及びA社から提出された賞与明細一覧表において確認できる厚生年

金保険料控除額から、申立期間①は45万円、申立期間②は48万9,000円、申立期間③は1万5,000円、申立期間④は48万6,000円、申立期間⑤は44万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（富山）厚生年金 事案 7878

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 22 日から同年 8 月 21 日まで

私は、A社の勤務期間のうち、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社C工場から同社D支店に転勤した際の事務手続の誤りだと思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C工場から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社が保管する失業保険被保険者転出届受理通知書に記載されている転勤年月日から、昭和46年8月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和46年6月の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は11万9,000円、申立期間②は14万7,000円、申立期間③は13万4,000円、申立期間④は16万円、申立期間⑤は13万5,000円、申立期間⑥は16万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日
② 平成15年12月18日
③ 平成16年7月21日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年7月20日
⑥ 平成17年12月20日

A社において、平成15年7月、同年12月、16年7月、同年12月、17年7月及び同年12月の賞与の記録が抜けているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写し、銀行から提出された「お取引明細表」及び複数の同僚から提出された賞与支払明細書の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は11万9,000円、申立期間②は14万7,000円、申立期間③は13万4,000円、申立期間④は16万円、申立期間⑤は13万5,000円、申立期間⑥は16万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かについて不明としているが、オンライン記録によると、申立期間当時の、申立人を含むA社の被保険

者全員について、賞与に係る記録が確認できないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合における資格取得日に係る記録を昭和50年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月21日から同年7月15日まで

私は、会社名の変更はあったものの、B社からA組合に引き続いて勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から判断して、申立人がA組合及びその関連会社であるB社に継続して勤務し(昭和50年6月21日に同社からA組合に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA組合における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和50年7月の記録から、8万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A組合は、昭和50年7月15日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所ではなかったものの、同組合が法人であること、及び申立人と同時期にB社から同組合に異動した複数の同僚が申立期間当時、同組合には10人以上の従業員が勤務していたと証言している上、オンライン記録において、同組合の新規適用時には、14人が厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録が確認できることから、同組合は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明と回答しているが、申立期間において、A組合は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格喪失日に係る記録を昭和37年9月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万6,000円にすることが必要である。

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB事業所（現在は、C法人）D支所における資格喪失日に係る記録を昭和39年7月15日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を3万3,000円にすることが必要である。

なお、申立期間①については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和39年6月1日から同年7月15日まで

私は、A法人には昭和32年1月10日から37年8月31日まで、B事業所には同年9月1日から平成3年4月1日まで継続して勤務したが、年金記録には申立期間の記録が無い。

勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A法人から提出された申立人に係る履歴書及び当該事業所の回答により、申立人は、当該期間において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A法人は、「申立人は、昭和37年8月31日まで在籍していたので、給与から同年8月の厚生年金保険料を控除していたと思う。退職日を誤って資格喪失日として届け出たものだと思われる。」と回答している。

さらに、A法人の被保険者のうち、申立人より前に資格取得している11人

及び申立人より後に資格取得している 18 人のうち、月の末日が資格喪失日とされている者は 1 人のみであり、月の初日が資格喪失日とされている者は 11 人確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 法人における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和 37 年 7 月の記録から、2 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 37 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が、これを同年 8 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、C 法人から提出された申立人に係る人事記録カード、申立人から提出された辞令書、雇用保険の記録、当該事業所からの回答及び同僚の証言により、申立人は B 事業所に継続して勤務し（同事業所 D 支所から同事業所同支所 E 出張所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C 法人は、「申立人の B 事業所 D 支所の資格喪失日は、同事業所同支所 E 出張所の新規適用日である昭和 39 年 7 月 15 日とすべきところを、誤って辞令に合わせて同年 6 月 1 日として届けた。」としていることから、昭和 39 年 7 月 15 日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の B 事業所 D 支所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 39 年 5 月の記録から、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（三重）厚生年金 事案 7882

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合における資格取得日に係る記録を昭和50年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月21日から同年7月15日まで

私は、会社名の変更はあったものの、B社からA組合に引き続いて勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から判断して、申立人がA組合及びその関連会社であるB社に継続して勤務し(昭和50年6月21日に同社からA組合に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA組合における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和50年7月の記録から、8万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A組合は、昭和50年7月15日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所ではなかったものの、同組合が法人であること、及び申立人と同時期にB社から同組合に異動した複数の同僚が申立期間当時、同組合には10人以上の従業員が勤務していたと証言している上、オンライン記録において、同組合の新規適用時には、14人が厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録が確認できることから、同組合は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明と回答しているが、申立期間において、A組合は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（三重）厚生年金 事案 7883

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで

申立期間については、厚生年金保険の被保険者記録が無い期間とされているが、当該期間においても引き続きA社に勤務していたのは間違いないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、健康保険組合による資格証明及びB社から提出された人事記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記人事記録には昭和36年3月21日と記載されているものの、申立人が、「自分と同僚3人は共に昭和36年3月末までA社C工場勤務し、同年4月から同社D工場勤務していた。」と証言していること、及びB社が、「当時は人事記録の異動日と実際の異動日が異なることもあり得た。」と回答していることから判断すると、同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における厚生年金保険被保険者名簿の昭和36年2月の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）国民年金 事案 3594（愛知国民年金事案 1856 及び 3421 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 5 月から 53 年 8 月までの国民年金保険料（45 年 10 月からは付加保険料を含む。）については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 53 年 8 月まで

結婚後、自治会長の妻に勧められ、昭和 37 年 5 月に国民年金に任意加入した。加入後は自宅に国民年金保険料の集金に来た自治会の役員に保険料を納付し、納付書が送られて来るようになってからは銀行で保険料を納付していた。45 年 10 月からは、350 円の付加保険料も一緒に納付したことを今でもはっきりと覚えている。

また、私の年金記録では、昭和 53 年 9 月に国民年金に任意加入したととされているが、この頃に加入手続をした記憶は全く無く、私の国民年金加入は 37 年 5 月であるとして申立てをしたところ、平成 21 年 11 月 18 日付け及び 24 年 4 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知を受け取った。

今回、新たな資料として、昭和 53 年分の税務関係書類（確定申告書、給与所得者の保険料控除申告書）の作成を税理士に依頼するための説明メモが見付かったので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が唯一交付を受けたとする年金手帳には、申立人は昭和 53 年 9 月 29 日に任意加入により国民年金被保険者資格を取得し、同時に付加年金加入者となったことが記載されていること、ii) 申立人は、37 年 5 月に国民年金任意加入手続を行い、45 年 10 月からは定額保険料と併せて付加保険料も納付したと主張しているが、国民年金被保険者台帳によれば、申立人は 53 年 9 月 29 日に任意加入により国民年金被保険者資格を

取得したとする記録が認められ、この時に払い出された国民年金手帳記号番号以外に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人は同日に最初の国民年金加入手続を行ったものと考えられ、このことは申立人が所持する年金手帳の記載内容との矛盾も無いこと、iii) 夫は申立期間を通じて厚生年金保険被保険者であったことから、申立人にとって申立期間は任意加入の対象となる期間であり、制度上、同年9月29日の国民年金加入手続時において、遡って被保険者資格を取得することはできず、申立期間の保険料（45年10月からは付加保険料を含む。）を納付することはできないことなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成21年11月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2回目の申立てにおいて、申立人は、1回目の申立ての審議結果後、新たに思い出したことも、見付かった資料も無いが、審議結果には納得がいかず、特に、A社会保険事務所（当時）から、「昭和46年7月から54年3月までの間に、任意加入被保険者と強制加入被保険者に分けて国民年金手帳記号番号を新たに付け直す作業をB市が行った。」との説明を受けており、B市がこの付け直し作業を行ったことによって、昭和37年5月から任意加入していた国民年金手帳記号番号が現在の国民年金手帳記号番号に付け直され、53年9月から任意加入したとされてしまったのではないかと強く主張している。このため、再度同市に確認したところ、1回目の申立てと同様、同市では46年から54年までの間に国民年金手帳記号番号を新たに付け直す作業を行ったことはないとしており、C年金事務所では、同市が国民年金手帳記号番号を付け直す作業を行ったとする旨の説明は行っていないとのことなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会の決定に基づく平成24年4月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、新たな資料として、申立人及びその夫に係る昭和53年分の税務関係書類（確定申告書、給与所得者の保険料控除申告書）の作成を税理士に依頼するための説明メモ（以下「説明メモ」という。）を提出している。

しかしながら、i) 昭和53年分の確定申告については、申立人自身は確定申告を行っていないとしており、夫は確定申告を行っているものの、確定申告書（控）写しの社会保険料控除欄の記載額が確認できず、申立人は、申立人に係る国民年金保険料額の記載は無いとしているため、当該説明メモが同確定申告書の作成に使用された事情はうかがえないこと、ii) 申立人が税務関係書類の作成を依頼したとする担当税理士は、同年分については申立人から保険料控除申告書の作成依頼は受けていないとしており、同保険料控除申告書が作成及び保管されていないこと、iii) 申立人は、同年分のほかには申立期間及びその直後の期間に係る説明メモが見当たらないとしており、説明メモの作成の経緯

を複数年にわたって確認することができず、前述の説明メモどおりの保険料が納付されたことを示す税務関係書類は確認できないことから、年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認めるには足りず、そのほか、今回申立人が参考資料として提出した夫の52年分の確定申告書（控）写しの社会保険料控除欄の記載額も確認できず、申立人は、当時控除対象配偶者であった申立人の保険料額の記載は無いとしているなど、同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料（45年10月からは付加保険料を含む。）を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）国民年金 事案 3595

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、申立期間の頃は国民年金に加入して町内会に国民年金保険料を納付していたが、年金記録に載っていないのはおかしい。また、年金記録では昭和37年3月に国民年金をやめたこととされているが、妊娠中にやめる手続に行った覚えがあり、38年3月の保険料を納付した後にやめたと思うので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、オンライン記録及び申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人に対しては、国民年金手帳記号番号の払出しが2回確認できる。1回目は、昭和36年4月頃に申立人の旧姓で手帳記号番号が払い出され、35年10月に被保険者資格を取得し、37年3月に同資格を喪失したとされている。2回目は、39年1月に夫と連番で手帳記号番号が払い出され、同年1月に被保険者資格を取得し、同番号を用いて国民年金保険料が納付されていたものの、52年11月に上述の1回目に払い出された手帳記号番号の存在が判明したため、2回目に払い出された手帳記号番号に係る納付記録等は、1回目に払い出された手帳記号番号に整理統合されている。これらのことから、申立人は、申立期間のうち、36年4月から37年2月までの保険料を納付することが可能であったこととなる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から37年2月までについては、申立人が所持する1回目の手帳記号番号に係る国民年金手帳の印紙検認記録欄に検認印が押されておらず、当該期間の国民年金保険料を現年度保険料として納付していた形跡は確認できないほか、申立人は、遡って保険料を納付した覚えは無いとしていることから、当該期間の保険料を過年度保険料として納

付していたとまでは推認することができない。

また、申立人は、1 回目の手帳記号番号における被保険者資格が昭和 37 年 3 月に喪失したととされているのは誤りであり、38 年 3 月の保険料を納付した後としているものの、国民年金被保険者台帳、A 市の国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する国民年金手帳のいずれにおいても、当該被保険者資格が喪失されたのは 37 年 3 月と記載されており、ほかに当該被保険者資格の喪失に誤りがあったことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間のうち、昭和 37 年 3 月から 38 年 3 月までについては、i) 1 回目に払い出された手帳記号番号による被保険者資格は、前述のとおり、37 年 3 月に喪失していること、ii) 2 回目に払い出された手帳記号番号による被保険者資格は、当該期間当時、夫は厚生年金保険被保険者であり、申立人は国民年金の任意加入対象者に該当するため、遡って取得する事務処理は行われていないこと、iii) 申立人に対して、これらのほかに別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は、当該期間において国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

加えて、申立人は、昭和 37 年 6 月頃から同年 10 月頃までについて、当時、町費として月額 150 円又は 160 円を支払ったことが確認できる家計簿のようなメモを所持しており、これら町費のうち、50 円又は 60 円が実際の町費であり、残る 100 円が国民年金保険料であったのではなかろうかとしている。しかしながら、当該メモにおいては、前述の町費としての支払額に国民年金保険料が含まれていたことまでは確認できないこと、及び当該メモが書かれた時期において、前述のとおり、申立人は国民年金に未加入であるものとみられることを踏まえると、当該期間の保険料を町費と共に納付していたと推認することまではできない。

その上、A 市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、申立期間の国民年金保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から同年12月まで

私は、昭和49年10月にA市（現在は、B市）に転入の際、国民年金の加入手続を行ったと思う。国民年金保険料についても、送付されてきた納入通知書によりA市役所の窓口で納付していたことを覚えている。保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年10月に国民年金加入手続を行ったと思うとし、送付されてきた納入通知書によりA市役所の窓口で国民年金保険料を納付していたことを覚えているとしているものの、加入手続についての具体的な記憶は無く、国民年金手帳を受け取った記憶も無いとしているほか、申立期間の保険料の納付金額は覚えていないことから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人が国民年金被保険者資格を取得したのは、基礎年金番号制度導入（平成9年1月）後の20年4月1日とされており、申立人に対しては、8年12月以前に用いられていた国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。このため、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、未加入者に対して納入通知書が発行されたとは考え難く、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、B市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、申立人の国民年金被保険者資格は、強制加入被保険者として平成20年4月1日に取得したこととされ、資格取得をした日以降、国民年金保険料を納付して

いたことは確認できるものの、申立期間に係る保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（静岡）国民年金 事案 3597

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年9月まで

私は、国民年金制度が開始される前に、A市の職員が自宅へ国民年金の勧誘に来たことを覚えている。国民年金保険料は、子供が小さかったので、毎月、同職員に集金に来てもらい、最初は700円ぐらい、途中から900円ぐらいを現金で納付していた。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が開始される前に、A市の職員が自宅へ国民年金の勧誘に来たことを覚えているとしているものの、加入手続に関する記憶は無いとしていることから、申立期間に係る加入手続の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年10月頃に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、同年10月11日に任意加入被保険者として被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間において国民年金には未加入であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立期間当時は、夫は厚生年金保険被保険者であったことから、申立人は国民年金の任意加入対象者に該当するが、任意加入の対象期間については、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできず、遡って国民年金保険料を納付することもできない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、最初は700円ぐらい、途

中から 900 円ぐらいを現金で納付していたとしているが、申立期間当時の申立人の保険料月額、昭和 36 年 4 月から 41 年 12 月までは 100 円又は 150 円、42 年 1 月から同年 9 月までは 250 円であり、申立人が納付したとする保険料月額とは相違するほか、当時の保険料の納付方法は 3 か月ごとの期別納付であったところ、申立人が任意加入被保険者として資格取得した後の 43 年 4 月から同年 12 月までの 3 か月ごとの納付額は 750 円及び 44 年 1 月から同年 3 月まで納付額は 900 円であったことから、申立人が記憶する保険料額は、これら金額と混同している可能性も否定できない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7884

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 4 月 20 日から 19 年 2 月 28 日まで
② 昭和 21 年 1 月 1 日から 23 年 8 月 16 日まで

私は、昭和 19 年 2 月頃から 20 年 12 月頃まで働いていたが、18 年 4 月 20 日から 19 年 2 月頃まで（戦前）の期間と、21 年 1 月から 23 年 8 月 16 日まで（戦後）の期間、A 事業所で働いていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A 事業所では、事務の仕事をしており、勤務場所も変わらなかった。」と述べている。

しかし、A 事業所は昭和 23 年 8 月 15 日に解散し、同年 8 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同会を継承している B 協同組合 C 支店が「申立期間①当時の資料は保管していない。」と回答していることから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A 事業所の厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚のうち、連絡が取れた同僚からも、申立人の申立期間①における勤務実態及び保険料控除を裏付ける証言を得ることができない。

なお、申立人は、事務の仕事をしていたと述べているところ、当時の労働者年金保険法は、工場や炭鉱で勤務する男性労働者が年金制度の加入対象とされていた。

申立期間②について、B 協同組合 C 支店から提出された俸給手当支給表によると、申立人は当該期間のうち、昭和 21 年 4 月から 23 年 5 月までの期間については A 事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、上記俸給手當支給表により、申立人は昭和21年4月から23年5月までの期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できるとともに、当該俸給手當支給表に氏名が記載されている複数の同僚についても、申立人と同様に、厚生年金保険料が控除されていないことから、当該期間において、A事業所では、全ての職員を厚生年金保険の被保険者としたわけではなかったことがうかがえる。

また、申立期間②のうち、昭和21年1月1日から同年3月までの期間及び23年6月から同年8月16日までの期間については、申立人がA事業所に勤務していたことが確認できる資料は無く、上述の同僚からも申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除を裏付ける証言を得ることができない。

さらに、B協同組合C支店によると、「申立期間②当時、申立人は勤務していたと思われるが、厚生年金保険に加入させるかどうかの基準や保険料控除については不明。」としており、当該期間における申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7885（愛知厚生年金事案 1138 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月30日から36年10月11日まで
前回の申立てについては、主張が認められなかったが、申立期間にA社に勤務していたことは間違いなく、審議結果に納得できない。
申立てに係る届出書及び申立期間の健康保険の加入状況について、再度、調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の同僚の証言から判断して、申立人が申立期間も同社において引き続き同じ仕事内容で働いていたことは推認できるものの、i) 申立人側及び同社側にも、申立期間に係る事業主による申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無いこと、ii) 一緒に働いていた申立人の姉妹及び母についても、創業時から申立期間までについては、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無いこと、iii) 同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において健康保険の整理番号に欠番は見られないことなどを理由として、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成21年4月2日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者資格の喪失及び取得の届出書を調べてほしい。また、申立期間において、自分は、何の健康保険に加入していたか調べてほしい。」と主張し、再度、申立てをしている。

しかしながら、申立人が調べてほしいとする申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び同資格取得届は保管されていないが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の1回目のA社における被保険者資

格の喪失日及び同社における2回目の被保険者資格の取得日は、いずれもオンライン記録と一致していることが確認できる上、申立人が同社において、2回目の被保険者資格を取得する際に新たな厚生年金保険被保険者台帳記号番号が払い出されており、当該記号番号の払出簿において確認できる資格取得日も、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

また、申立人及びその家族が診療を受けたとする医療機関には、当時の記録の保管は無い上、当該期間に係る申立人の国民健康保険への加入記録も確認できない。

そのほかに年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

中部（岐阜）厚生年金 事案 7886

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年12月28日から26年9月1日まで

A社で勤務していた時に、同社の機械がB氏の工場に移動し、私もそれに合わせて同氏の工場に勤務することとなったが、同氏の工場に勤務した期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で歯車を作る仕事をしていたが、同社の機械がB氏の工場に移動し、それに伴い同氏の工場に勤務することとなり、継続して歯車を作る仕事をしていたと主張しているところ、i) A社の複数の同僚は、「申立人はA社からB氏の工場へ勤務場所が移った。」と証言していること、ii) 申立人の記憶する事業主の氏名及び勤務地は、「電話番号簿(昭和23年12月20日現在)」にB氏の氏名でC事業所が掲載されており、住所はD市E区F町となっていること、iii) 事業所台帳において、申立期間後の昭和32年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているB氏が事業主であるG社の記録が確認でき、同氏の長男であるH氏は、「G社は、昔はC事業所といい、D市E区F町で歯車も作っており、申立人は同事業所で勤務していた。」と証言していることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人がC事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録及び事業所台帳において、申立期間にC事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、B氏は既に死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

なお、申立人は、保管していたI社J氏の名刺、B氏及び同氏の工場に勤務していたとするK氏の氏名が記載されたノートの写しを提出しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び事業所台帳において、I社は昭和26

年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の一部は適用事業所であった記録が確認できるが、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の所在地は、D市L区M町とされている上、同社で厚生年金保険被保険者記録がある者は、「I社での勤務地はD市L区M町であった。B氏は同社にも顔を出していたが、同市E区F町に自分の工場を持っていた。」と証言しており、同社の所在地は、申立人の記憶する勤務地と相違していることから、同社は、申立人が勤務したとする事業所ではないと判断できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。